第

4578 号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2012年)$ 平成24年 9月 27日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

⇒ 事業的規模でない事業に従事する親族への給与

♀:私は、事業的規模でない不動産の貸付をしていますが、娘に仕事を手伝わせて給与を払おうと思います。どのような取扱いになりますか?

A:必要経費にはならないものと思われます。

【解説】

所得税では、納税者と生計を一にする親族が、その納税者の営む不動産所得、事業所得、 山林所得を生ずべき事業に従事したことその 他の事由により、対価の支払を受ける場合、 その対価は、その納税者の必要経費に算入さ れず、一方、その親族の収入としてもなかっ たものとみなすこととなっています。

ただし、納税者と生計を一にする親族で、 専らその納税者の不動産所得、事業所得、山 林所得を生ずべき事業に従事する者(専従者) に対する給与については、所定の金額をその 納税者の必要経費に算入し、その所定の金額 をその親族の収入金額にすることになってい ます。

ところで、この専従者に対する給与ですが、 不動産の貸付の場合、「5棟10室基準」(事業 的規模の判定基準)というものがあり、この基 準に満たない場合は、不動産所得の必要経費 に算入できないこととなっています。

したがって、お尋ねの場合はこの基準に満たないということですから、娘さんに対する給与は、不動産所得の必要経費に算入されないものと思われます。







